

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

- 2 新設又は改築に係る工事の内容中別紙-19の次に次のように加える。  
別紙-20 都道首都高速6号線（改築）（堀切小菅JCT間改良）に関する工事の内容
- 3 収支予算の明細中「別紙-20」を「別紙-21」に改める。
- 4 料金の額及びその徴収期間中「別紙-21」を「別紙-22」に改める。

別紙-1（3）（へ）路肩の標準幅員の表橋梁高架部分の項中「1.00」を「2.50」に、「0.50（暫定）」を「0.75」に、「1.50」を「3.25」に改め、同（3）（チ）中「1.30メートル」を「2.00メートル」に改め、同（4）中「9,856百万円」を「23,900百万円」に改め、同（5）（ロ）中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

別紙-5（4）中「197,936百万円」を「172,936百万円」に改め、同（3）（ヌ）他の道路との接続の位置及び接続の方法の表の次に次のとおり加える。

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道357号	品川区八潮三丁目	立体接続	大井南仮出口（仮称）

一般国道357号（3種）の供用開始までの措置とする。

別紙-7（4）中「339,926百万円」を「333,626百万円」に改める。

別紙-8（4）中「292,545百万円」を「288,545百万円」に改める。

別紙-9（3）（ホ）車線の数の表摘要の欄中「(上り線)」を削り、同（4）中「5,450百万円」を「25,000百万円」に改め、同（5）（ロ）中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別紙-10 (2) 中「東京都江戸川区西小松川町」を「東京都江戸川区西小松川町 に改め、  
東京都江戸川区東小松川二丁目  
東京都江戸川区松島一丁目 」

同 (3) 他の道路との接続の位置及び接続の方法の表中

「

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾 江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション (仮称)

」を

「

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾 江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション (仮称)
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川入口 (中環) (仮称)

」に改め、

同 (4) 中「15,596百万円」を「32,896百万円」に改め、同 (5) (ロ) 中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

別紙-11 (4) 中「22,419百万円」を「32,108百万円」に改める。

別紙-14 (2) 工事方法の表工事概要の欄中「鋼橋脚、鋼上部工」を「橋脚、上部工」に改め、同 (3) 中「89,059百万円」を「108,157百万円」に改め、同 (4) (ロ) 中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別紙-19の次に次の別紙を加える。

(別紙-20)

都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)に関する工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速6号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都葛飾区堀切四丁目から  
東京都葛飾区小菅三丁目まで

(ロ) 延長

0.6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	60	0.6	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	—	—	付加車線事業 (下り線)

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離 しない区間 (メートル)		往復分離 する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

13,000百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成23年11月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月31日

別紙-20 を次のように改める。

(別紙-21)

収支予算の明細

【単位：百万円(消費税込み)】

	新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分								
	収入	支出	収支差	収入		支出			債務			
	料金収入	管理費等	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	災害復旧費	債務残高(期首)	機構への引き渡し債務		
										有利子借入金	社会資本借入金	無利子借入金
平成18年度	267,398	59,540	204,136	57,700	72,676	116,991	9,976	0	253,251	27,563	0	2,775
平成19年度	268,576	65,169	203,138	68,900	61,284	126,274	8,425	0	353,289	79,466	80,861	30,258
平成20年度	258,876	64,827	192,576	90,500	28,416	104,937	9,033	0	292,888	39,415	0	6,337
平成21年度	253,132	63,692	188,136	109,200	32,920	133,036	9,078	0	366,052	161,445	73,559	25,311
平成22年度	261,242	66,176	195,066	41,001	33,908	82,322	9,757	0	247,857	30,864	0	22,968
平成23年度	264,036	66,039	197,997	130,572	42,214	153,807	14,577	4,402	268,934	19,451	0	1,459
平成24年度	255,840	66,285	189,555	109,720	39,684	132,114	17,290	0	420,810	126,193	0	29,930
平成25年度	266,323	66,461	199,862	110,045	38,714	129,078	19,681	0	414,091	193,538	0	79,764
平成26年度	298,878	68,323	230,555	80,872	27,806	89,044	19,634	0	289,548	61,132	0	14,576
平成27年度	311,875	68,092	243,783	57,133	18,912	56,216	19,829	0	322,518	19,829	0	0
平成28年度	322,955	67,999	254,956	67,255	15,322	62,748	19,829	0	378,734	268,160	0	123,799
平成29年度	328,903	70,339	258,564	30,362	2,626	13,159	19,829	0	69,352	58,842	0	12,513
平成30年度	333,702	70,398	263,304	23,607	1,270	5,048	19,829	0	30,985	19,829	0	0
平成31年度	338,407	70,250	268,157	25,614	1,288	7,073	19,829	0	36,033	52,428	0	10,507
平成32年度	342,638	70,141	272,497	20,987	0	0	20,987	0	0	20,987	0	0
平成33年度	338,447	69,826	268,621	21,575	0	0	21,575	0	0	21,575	0	0
平成34年度	339,393	69,635	269,758	21,815	0	0	21,815	0	0	21,815	0	0
平成35年度	340,340	69,745	270,595	22,191	0	0	22,191	0	0	22,191	0	0
平成36年度	341,286	69,631	271,655	22,337	0	0	22,337	0	0	22,337	0	0
平成37年度	342,232	69,524	272,708	22,343	0	0	22,343	0	0	22,343	0	0
平成38年度	343,206	69,155	274,051	22,405	0	0	22,405	0	0	22,405	0	0
平成39年度	344,152	68,407	275,745	22,455	0	0	22,455	0	0	22,455	0	0
平成40年度	345,098	68,380	276,718	22,499	0	0	22,499	0	0	22,499	0	0
平成41年度	346,045	68,242	277,803	22,589	0	0	22,589	0	0	22,589	0	0
平成42年度	346,991	68,168	278,823	22,643	0	0	22,643	0	0	22,643	0	0
平成43年度	344,530	68,123	276,407	22,709	0	0	22,709	0	0	22,709	0	0
平成44年度	342,043	68,095	273,948	22,749	0	0	22,749	0	0	22,749	0	0
平成45年度	339,583	68,054	271,529	22,903	0	0	22,903	0	0	22,903	0	0
平成46年度	337,095	68,016	269,079	22,945	0	0	22,945	0	0	22,945	0	0
平成47年度	334,608	67,905	266,703	22,988	0	0	22,988	0	0	22,988	0	0
平成48年度	332,148	67,837	264,311	22,992	0	0	22,992	0	0	22,992	0	0
平成49年度	329,660	67,804	261,856	23,067	0	0	23,067	0	0	23,067	0	0
平成50年度	327,200	67,586	259,614	23,078	0	0	23,078	0	0	23,078	0	0
平成51年度	324,712	67,538	257,174	23,078	0	0	23,078	0	0	23,078	0	0
平成52年度	322,225	67,492	254,733	23,078	0	0	23,078	0	0	23,078	0	0
平成53年度	319,765	67,277	252,488	23,078	0	0	23,078	0	0	23,078	0	0
平成54年度	317,277	67,057	250,220	23,078	0	0	23,078	0	0	23,078	0	0
平成55年度	314,790	66,746	248,044	23,079	0	0	23,079	0	0	23,079	0	0
平成56年度	312,330	66,361	245,969	23,079	0	0	23,079	0	0	23,079	0	0
平成57年度	309,842	65,955	243,887	22,699	0	0	22,699	0	0	22,699	0	0
平成58年度	307,382	65,640	241,742	22,699	0	0	22,699	0	0	22,699	0	0
平成59年度	304,894	65,419	239,475	22,699	0	0	22,699	0	0	22,699	0	0
平成60年度	302,407	65,297	237,110	22,699	0	0	22,699	0	0	22,699	0	0
平成61年度	299,947	65,096	234,851	22,699	0	0	22,699	0	0	22,699	0	0
平成62年度	137,728	46,864	90,864	7,232	0	0	7,232	0	0	7,232	0	0
計	14,060,137	3,014,606	11,038,763	1,688,948	417,040	1,211,847	903,063	4,402	1,844,622	154,420	360,197	

(注) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

## 料金の額及びその徴収期間

### 〔1〕基本料金の額

本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

#### 一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

##### (1) 1キロメートル当たりの普通車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のものうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）の料金の額は、29.52円とする。

##### (2) 利用1回に対して課する普通車の固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、200円とする。

##### (3) 1キロメートル当たりの大型車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕の料金の額は、記(1)に定める額に2を乗じて得た額とする。

##### (4) 利用1回に対して課する大型車の固定額

利用1回に対して課する大型車の固定額は、記(2)に定める額に2を乗じて得た額とする。

#### 二. 適用方法

##### (1) 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添1のとおりとする。

##### (注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一. に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車〔ETC車〔有料道路自動車料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動車料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車という。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車という。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = LR + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(イ) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

(ロ) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二.(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

〔2〕 特別の措置

料金の額については、記〔1〕にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

一. 料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6.0km以下	476.19円	952.38円
6.0km超12.0km以下	571.42円	1,142.84円
12.0km超18.0km以下	666.66円	1,333.32円
18.0km超24.0km以下	761.90円	1,523.80円
24.0km超30.0km以下	857.14円	1,714.28円
30.0km超36.0km以下	952.38円	1,904.76円
36.0km超42.0km以下	1,047.61円	2,095.22円
42.0km超	1,142.85円	2,285.70円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別添1のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における下表左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

対象区間	料金距離
川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離
大師ジャンクションから空港中央出入口	大師ジャンクションから羽田出入口まで

又は湾岸環八出入口まで	の料金距離
東海ジャンクションから空港中央出入口まで	東海ジャンクションから空港西出入口までの料金距離

- C 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。この場合において、別添2に掲げる入口等を利用する場合においては、同表に掲げる料金の額を適用する。
- D 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

## 二. 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

### (1) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

### (2) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて料金の額を適用する。

## 三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

### [3] 通常料金及び特別の措置における割引

#### 一. 割引を適用する自動車及び割引率等

##### (1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

##### (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。

##### (ロ) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	割引後の額	
	普通車	大型車
30.0km超	857.14円	1,714.28円

##### (ハ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(ロ)に定める割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(2) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成20年12月1日）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。

(ロ) 割引率等

20%とする。ただし、下表に定める利用区間〔神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち

神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合においては、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6km	0円	200円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5km	0円	400円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。	4.1km	400円	400円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	4.1km	0円	400円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。	7.6km	250円	250円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12.0km超	450円	450円
	18.0km以下		
	18.0km超	650円	650円
24.0km以下			
	24.0km超	850円	850円

川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目(殿町出入口)から首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等(川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	12.0km超 18.0km以下	450円	450円
	18.0km超 24.0km以下	650円	650円
	24.0km超	850円	850円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島(東扇島出入口)から首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等(川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	6.0km超 12.0km以下	250円	250円
	12.0km超 18.0km以下	450円	450円
	18.0km超 24.0km以下	650円	650円
	24.0km超	850円	850円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から湾岸環八出入口まで)。	5.8km	150円	150円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から湾岸環八出入口まで)。	6.4km	180円	180円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から空港中央出入口まで)。	5.8km	150円	180円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から空港中央出入口まで)。	6.4km	180円	180円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目(東扇島出入口又は殿町出入口)から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)の路線における各出入口等(湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。)まで。	12.0km超 18.0km以下	140円	140円
	18.0km超 24.0km以下	160円	160円
	24.0km超	180円	180円

首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等(殿町出入口及び東扇島出入口を除く。)から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目(湾岸環八出入口又は空港中央出入口)まで。	6.0km以下	150円	—
	6.0km超 12.0km以下	180円	180円
	12.0km超 18.0km以下	210円	210円
	18.0km超 24.0km以下	240円	240円
	24.0km超	270円	270円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等(殿町出入口及び東扇島出入口を除く。)から首都高速道路の路線における各出入口等(湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	12.0km超 18.0km以下	140円	140円
	18.0km超 24.0km以下	160円	160円
	24.0km超	180円	180円

(4) ETC前納割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

下表の割引率を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

(5) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が別に定める約款(以下「利用約款」という。)により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

① 車両単位割引

記(イ)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

## ② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

## (ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

## (6) 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

## (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するETC車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

入口等（起点）	出口等（終点）
世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋	三郷ジャンクション（三郷を含む。以下同じ。）、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷	三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、	江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高

高島平、中台、板橋本町	速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平	杉並区上高井戸三丁目(高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部)、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園(高速自動車国道第一東海自動車道との接続部)、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
江戸川区谷河内二丁目(一般国道14号(京葉道路)との接続部)、一之江、小松川	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目(高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部)、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園(高速自動車国道第一東海自動車道との接続部)、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
市川市高谷(高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目(高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部)、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園(高速自動車国道第一東海自動車道との接続部)、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各入口等	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、

	八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
--	---

(ロ) 割引額

普通車100円、大型車200円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

(7) 会社間乗継割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、下の表A及び表B中欄の接続地点を經由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するETC車とする。

表A

路線	接続地点	路線
高速自動車国道第一東海自動車道	世田谷区砧公園	都道首都高速3号線（池尻）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	戸田市美女木六丁目	都道首都高速5号線（板橋本町）
高速自動車国道常磐自動車道、高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷市番匠免二丁目	埼玉県道高速足立三郷線（八潮南）
一般国道14号（京葉道路）	江戸川区谷河内二丁目	都道首都高速7号線（錦糸町）
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	市川市高谷	千葉県道高速湾岸線（浦安）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線、高速自動車国道常磐自動車道	川口市大字西新井宿	埼玉県道高速葛飾川口線（新郷）
一般国道466号（第三京浜道路）、一般国道1号（横浜新道）	横浜市神奈川区三ツ沢西町	神奈川県道高速横浜羽田空港線（東神奈川、子安、みなとみらい）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速2号線（阪東橋）

一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸線（杉田）
------------------	-------------	----------------

表B

路線	接続地点	路線
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	杉並区上高井戸三丁目	都道首都高速4号線（永福）
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央）、 神奈川県道高速湾岸線（東扇島）、 川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

(ロ) 割引額

表Aについては、普通車100円、大型車200円とする。

表Bについては、普通車200円、大型車400円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

(8) 放射道路端末区間割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(ロ) 割引額等

- ① 下表A左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める料金距離の出入口等の組合せで通行した場合、同表右欄の割引額を適用する。

表A

出入口等	料金距離	割引額	
		普通車	大型車
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線の接続部、戸田、戸田南、高島平、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町	18.0km超 30.0km以下	100円	200円
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安	24.0km超 30.0km以下	200円	400円

行、新郷	18.0km超 24.0km以下 又は30.0km超 36.0km以下	100円	200円
------	--	------	------

- ② 下表B左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める出入口等の組合せで通行し、かつ、料金距離が18.0kmを超える場合、上表Aに定める割引額にかかわらず、同表右欄に定める割引後の額を適用する。

表B

出入口等	出入口等	割引後の額	
		普通車	大型車
入谷、上野、本町、勝島、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田、高速自動車国道第一東海自動車道との接続部、用賀、三軒茶屋、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線の接続部、戸田南、高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、飯田橋、一ツ橋、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加平、堤通、向島、駒形、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川、錦糸町、福住、木場、塩浜、枝川、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町、浦安、舞浜、葛西、新木場、有明、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	700円	1,400円

- (ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

- (9) 埼玉線内々利用割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、埼玉県道高速板橋戸田線のうち埼玉県戸田市早瀬一丁目（戸田出入口）又は高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速さいたま戸田線の交差部（美女木ジャンクション）から埼玉県道高速さいたま戸田線の各出入口間のみを通行するE T C車とする。

(ロ) 割引額

普通車100円、大型車200円とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

(10) 電気自動車割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したE T C車とする。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(ハ) 実施する期間

平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

(11) E T C路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T Cコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(12) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(13) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

## 二. 割引相互間の適用関係

(1) 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔3〕に定める全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔3〕に定める割引を適用する。

(2) 記(1)に定めるもののほか、障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 記(1)に定めるもののほか、電気自動車割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引又は大口・多頻度割引に限るものとし、電気自動車割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(4) E T C路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

(5) 環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(イ) 重複適用の有無

	環境							○…適用あり
前納	○	前納						×…適用なし
大口	○	×	大口					—…重複し得ない
中環	○	○	○	中環				
乗継	○	○	○	—	乗継			
放射	—	○	○	○	—	放射		
埼玉	—	○	○	—	—	—	埼玉	

(注) 「環境」、「前納」、「大口」、「中環」、「乗継」、「放射」、「埼玉」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引を指す。

(ロ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引又は埼玉線内々利用割引

3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引
4	E T C前納割引又は大口・多頻度割引

〔4〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。

〔5〕その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 乗継について

首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

三. 実施期日

記〔1〕から〔3〕までに掲げる事項は平成24年1月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

以 上

料金距離(単位:km)

別添1

- ・「-」…距離を算出できない、又は通常利用されない経路
- ・ジャンクションは「JCT」と表記する。

都道首都高速1号線

										芝浦JCT	0.6
										浜崎橋JCT	1.0
										汐留JCT	1.2
									銀座	1.6	2.2
										新富町	2.6
										京橋	2.8
										京橋JCT	3.2
										宝町	3.4
										江戸橋JCT	-
										本町	0.7
										上野	1.4
										入谷	2.1
										本町	2.2
										上野	3.6
										入谷	4.3
										本町	5.1
										上野	5.8
										入谷	-
										新富町	1.7
										京橋	2.1
										京橋JCT	2.4
										宝町	4.6
										上野	5.0
										入谷	6.2
										本町	7.2
										上野	8.7
										入谷	9.3

												羽田	-
												空港西	1.6
												昭和島JCT	2.9
												平和島	4.1
												鈴ヶ森	-
												勝島	0.6
												大井JCT	2.2
												芝浦	-
												芝浦JCT	0.6
												浜崎橋JCT	2.2
												汐留JCT	5.1
												銀座	6.3
												新富町	7.4
												京橋	9.6
												京橋JCT	10.8
												宝町	-
												江戸橋JCT	-
												本町	1.7
												上野	5.2
												入谷	7.5
												本町	9.1
												上野	10.1
												入谷	11.3
												本町	12.5
												上野	13.5
												入谷	14.7
												本町	15.1
												上野	15.3
												入谷	16.3
												本町	17.5
												上野	18.5
												入谷	19.7
												本町	21.2

都道首都高速2号線

												戸越	-
												荏原	-
												目黒	-
												天現寺	1.8
												一ノ橋JCT	3.4
												芝公園	4.3
												浜崎橋JCT	5.5
												汐留JCT	6.2
												汐留	7.8
												東京高速道路	8.8
												汐留	9.0
												東京高速道路	9.5

都道首都高速2号分岐線

			谷町JCT
			-
			飯倉
			0.7
			一ノ橋JCT
			1.5

都道首都高速3号線

													第一東海自動車道	-
													用賀	-
													三軒茶屋	-
													池尻	0.6
													大橋JCT	6.0
													渋谷	1.6
													高樹町	2.8
													谷町JCT	8.2
													霞が関	6.6
													三宅坂JCT	12.0
													霞が関	12.4
													三宅坂JCT	13.7
													霞が関	14.6









入口等	料金の額	
	普通車	大型車
本町（上野方向へ進行する入口に限る。）	476.19円	952.38円
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）		
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）		
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）		
阪東橋		
新横浜（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）		
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）		
池尻		
外苑（代々木方向へ進行する入口に限る。）		
初台		
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）		
葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）		
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）		
鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）		
足立入谷		
新生麦（仮称）〔港北ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕		
三溪園		
浦和北	666.66円	1,333.32円
扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）		
戸田		
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）		